

「しまねのかけ橋期の教育ガイド」素案に対するパブリックコメントのご意見と対する県の考え方

対応区分 A:ガイド（案）へ反映したもの、B:ご意見の趣旨は、既にガイド（案）に盛り込まれているもの、C:今後の取組の参考とさせていただくもの

No.	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方	対応区分
1	ガイド全体について	改めて明確化されてよかったです。=「施設種関係なく、全ての就学前の子どもの教育施設を指すこと」「小学校教育をゼロスタートとせず、0才から18歳までの学びの連続性の中で、幼児教育がその基礎としての役割を担うこと」等	人格形成の基礎を培う重要な幼児教育を土台として、小学校以降の子どもの学びになぐことを、家庭、幼児教育施設、学校、地域における子どもに関わる全ての人が理解し、一緒に取り組むことを推進するために、本ガイドを策定します。	B
2	表現について	文部科学省の「幼保小のかけ橋プログラム」等と同じ「幼保小」の方がわかりやすいのではないか。幼稚園と小学校の連携と誤解されるのではないか。	島根県の各市町村における幼児教育施設や、幼児教育と小学校教育の合同会議等の連携の場の名称も地域の実情によって様々です。そこで、島根県では、0歳児から子どもが在籍する施設を全て「幼児教育施設」と呼び、県民の皆様に幼児教育の場であることをご理解いただきたいと思います。したがって、「幼小」は幼稚園と小学校を指すのではなく、「幼児教育施設と小学校」、「幼児教育と小学校教育」を指すこととし、その周知に努めます。	C
3		P5 「環境を通して行う教育」において「子どもが環境へのふさわしい関わり方を身に付けていくこと」を意図した教育という部分だけ読むと環境の関わり方には「正解」があり、子どもは「正しい関わり方をするべき」のように読み取る方も多いように感じた。	環境へのふさわしい関わりとは、正しい関わり方を意味するものではありませんが、誤解を生む表現は修正いたします。 修正：幼児教育は、子どもが自ら興味・関心をもってひと・もの・ことに主体的に関わり、遊びに没頭する中で試行錯誤したり考えたりする「環境を通して行う教育」です。	A
4	ガイド普及について	かけ橋期のカリキュラムの「めざす子ども像」を共通理解できるからこそ、育ちをつなぐためのかかわりや「総合的な学び」から「自覚的な学び」への具体的な教師の支援が明らかにできると思う。今回示されたので、ぜひこのことをこの教育ガイドを活用して広がることを願っている。	かけ橋期のカリキュラム協働作成については本ガイドで記載する以外にも、県幼児教育センターホームページにて幼小合同研修の内容についても発信しております。かけ橋期のカリキュラムの出発点は子どもの実態を保育者・教職員が語り合い、めざす子ども像（けたい力）について話し合うことによって、育てたい資質・能力を明らかにすることです。この視点を市町村と連携し、幼児教育施設、小学校現場への周知を図っています。	C
5	幼児教育と小学校教育のつながりの図について	幼児教育が遊びを通しての総合的な指導により一体的に育むことをしているならば「10の姿」を「5領域」に分類することは難しいのではないか。読み取り方に注意が必要ではないか。	「幼小をつなぐ発達のめやす」の共有は、幼児教育で一体的に育まれた力を小学校教育へつなぐために必要な、切れ目のない支援を実現するために、保育者等だけでなく、特に小学校の教職員が理解できるよう、表現を工夫しました。しかし、5領域それぞれが幼児期の終わりまでに育つべき姿のどの姿と対応するかを示すものではありません。遊びを通しての総合的な指導により「一体的に育む」ことを注釈として追記し、読み手の誤解がないように修正します。	A
6		(P21, 52) 幼小のつながりの表の10の姿の順を変えると、10の姿を総合的に捉える印象が薄くなるのではないか。		A

No.	項目	ご意見の要旨	ご意見に対する県の考え方	対応区分
7	県内の保育の質について	(P8) 県内の全ての幼児教育施設において行われている保育の質が、県内の全ての子どもたちにとって保障されること」とあると、県内の全幼児教育施設の保育の質がすでに高いものと誤解される。	県内の子どもたちが主体的に学びに向かい、深い学びへつながることをめざすため、施設種関係なく、県内の全ての幼児教育施設における保育が、「いきいきと 周りの「ひと・もの・こと」と関わりながら遊びこむ子ども」をめざすというメッセージです。 そのために、県内の全ての幼児教育施設の保育の質が向上するよう、市町村と連携した取組を支援してまいります。	C
8		保育園での主体的・対話的で深い学びの実践にばらつきがあるのではないか。ばらつき解消のためにモデル園の取組を紹介してはどうか。	本ガイドは基本的考え方を大綱的に示すものであり、このガイドを各市町村における研修や、各幼児教育施設や学校での実践に活用していただきたいと考えています。県幼児教育センターのホームページでは、「市町村訪問でみつけたキラリ」他、各研修や訪問指導への同行支援等で得た紹介したい事例を掲載しております。今後も、このガイドとは別に、好事例について県が関わる研修やホームページ等、その他紹介する方法を検討してまいります。	C
9	学びの保障のサポートについて	不登校やひきこもり等の大きな課題があるが、社会の担い手を育てる教育施設において、誰一人取り残さない学びの保障と、子ども一人ひとりと向き合うことが大切。一斉保育、一斉指導の脱却が課題とも思う。教育施設が学びの保障をサポートすること等を盛り込んでいかがか。	本ガイドには、社会の担い手である子どもたち一人ひとりを、家庭、幼児教育施設、学校、地域が一体となった切れ目のない支援について、基本的な考え方を示しております。島根県幼児教育センターとしましては、めざす子ども像実現に向け、市町村との連携のもと本ガイドを活用した研修、各市町村体制整備支援に取り組んでまいります。また、サポート体制については、島根県教育委員会のホームページを活用する等、県内への周知方法を検討してまいります。	C
10	家庭・地域への啓発について	コロナを経て、子どもをもつ世帯が、子どもをまんなかにして考えることができにくい。子どもに寄り添う地域の大人や保護者も学ぶる機会が必要。	本ガイド第V章－3 「家庭・地域との連携」の中では、様々な連携のあり方や、家庭教育を支援する取組を掲載しています。また二次元バーコードで様々な事例にアクセスできるようにしております。家庭、地域と共に学ぶ研修の機会について市町村と連携を図りながら検討してまいります。	C
11		幼児教育施設や小学校で主体性を育むことや対話をしながら学びを深めることに取り組んでいるが、保護者には十分伝わっていないのではないか。啓発の努力を検討してほしい。		A
12	家庭との連携について	P41 (1)家庭教育との連携で、相互理解を土台にした家庭教育を高める支援としての子育て支援が必要。相互理解を土台とするため、保育者と家庭とのコミュニケーションだけではなく、保育の内容、子どもの成長が感じられる姿等、様々な方法で情報発信することも家庭教育との連携のために必要という点は非常に重要。0歳児から保育料を無償化した影響で、保護者が子どもと過ごす時間が圧倒的に少なくなっている。サービスだけの支援ではまずいことが話題になっている。	子育て支援は、家庭と幼児教育施設との相互理解を土台とした信頼関係のある連携が不可欠です。日々のコミュニケーションだけではなく、保育の内容や子どもの成長等を幼児教育施設が発信することの重要性についても、市町村と連携を図るとともに、本ガイドを活用しながら広く周知を図ってまいります。	B